

会計制度研究会(第4回)

公共調達の付帯的政策への 活用について

平成31年2月12日
財務省主計局法規課

論 点

1 会計法令における「経済性の原則」を如何に整理すべきか。

2 付带的政策について、会計法令と整合的であるために、会計法令で整備すべき方策はあるか。それは如何なるものか。

論点1 経済性の原則について①

経済性の原則

支出の原因となる契約については、その支出が租税その他による国民の貴重な財源をもって充てられるものであるから、最も効率的に使用されるように配慮しなければならない。

このように契約制度は、会計制度の理念である公正及び厳正の原則に加え、効率的予算の執行、すなわち経済性の原則が要請され、これらの諸原則の調和を図る必要がある。

(青木孝徳 編 平成27年改訂版会計法精解 p417～418)

※経済性: 経済的な効率。ある費用によって達成される効果の度合のこと。(岩波書店 広辞苑(第6版)より)

現状

契約制度は、会計制度の一環として予算の執行についての手続を定めるもの※であるから、契約の実行を通じて、一定の行政目的を達しようとするような内容を含むことは、契約制度の本旨にもとるものといわなければならない。また、行政目的を達するための内容を契約制度に含めたときには、契約制度上、公正性の原則を失い、経済性の原則も確保することができなくなる。

(青木孝徳 編 平成27年改訂版会計法精解 p418)

※ 会計法規は、国の収入及び財産の管理に関する手続作用に関してその秩序を保ち、かつ、これを組織化することによって、これを規制することを本旨とするものであり、財政作用の実体に関する法規範ではない。

(兵藤廣治 著 契約法精解 p8)

論点1 経済性の原則について②

意見①

財務省は、お金という中立的で公平な要素のベストの状態を追及しており、それ以外の観点を入れられると、なぜその視点なのかという実質的な問題が出てくる。

意見②

何を目的として何を調達したいのか、その目標を最大限実現するというのが、経済性の原則である。例えば、インフラであれば、価格が安くて、質が良いものが、経済性があるということになり、このため、価格以外の技術や施工体制についても総合評価がなされている。

意見③

経済性だけでなく、バリュー・フォー・マネーのような考え方も原則としてある。ずっと経済性の原則だけでは、無理が出てくるのではないか。

論点2 付带的政策に対する会計法令における方策について①

付带的政策

特定の政策目的の実現にも資するよう、公共調達を活用する取組みをいう。

現状

1 優先調達

(1) 特定の者からの優先調達

- 中小企業者(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律)
- 障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)
- 母子・父子福祉団体等(母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法)

(2) 特定物品等の優先調達

- 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)
- 温室効果ガス等の排出量が少ない物品等(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律)

2 総合評価落札方式による優先調達

総合評価落札方式の評価項目を活用

- 中長期的な技術的能力の確保(国交省・農水省で実施／公共工事の品質確保の促進に関する法律)
- 女性活躍企業(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)
- 出所者雇用協力事業者(法務省で実施)
- 予備自衛官等雇用企業(防衛省で実施)

論点2 付带的政策に対する会計法令における方策について②

中小企業対策

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律
(昭和41年法律第97号)

(受注機会の増大の努力)

第3条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会(以下単に「中小企業者の受注の機会」という。)の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

母子家庭・父子家庭就業支援

○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法
(平成24年法律第92号) ※一部省略

(母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力)

第6条 国及び独立行政法人又は特殊法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であって、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの(以下この条において「母子・父子福祉団体等」という。)の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。

障害者就労施設支援

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号)

(国及び独立行政法人等の責務)

第3条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

環境保全対策(グリーン購入)

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(平成12年法律第100号)

(国及び独立行政法人等の責務)

第3条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

論点2 付带的政策に対する会計法令における方策について③

温室効果ガス等排出削減

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

(国及び独立行政法人等の責務)

第三条 国及び独立行政法人等は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、国及び当該独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めなければならない。

中長期的な技術的能力の確保

○公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第13条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

女性活躍

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 (略)

○女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

(平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部決定)

第2 公共調達

1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

(1)取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を評価する項目を設定するものとする。

論点2 付帯的政策に対する会計法令における方策について④

意見①

多様な観点を、契約のクオリティの中に入れてくるというのは、仕方のないことだと思うが、これを真正面から認める制度にするのか、それとも、あくまで予算や会計法上の統制を主軸に据えて、そこから許容される範囲のみとするのか。

意見②

例えば、治水のためのダム建設においては、雇用促進や中小企業対策など、様々な政策目的が読み出せるが、このような副次的な効果をあてにして、政策形成してよいのか、という問題もある。

意見③

何を付帯的政策とするのかという議論があるが、他方で、その統制のため、付帯的施策を行えるような手続き、ガイドラインの作成(対象とする調達分野、要件(金額等)、総合評価の上限設定等)も必要ではないか。

意見④

実態としては、付帯的政策をコントロールするのは難しいのではないか。事後の確認手続き等も重要なのではないか。

参考 諸外国における付帯的政策について

	日本	アメリカ	EU (イギリス)	EU (フランス)	EU (ドイツ)
中小企業対策	優先調達の実務	<ul style="list-style-type: none"> ● 小企業のみによる制限競争入札 ● 案件の一部を小企業に割当て (set-aside) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府調達の33%を中小企業から調達 ● イノベーションパートナーシップ(※1) 	イノベーションパートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ● 分野ごとの分割調達 ● 仕様の内容規制(中小企業者も充足が可能な要件) ● 「最も経済的に有利な入札 (MEAT)」の基準(※4)
環境保全対策 (グリーン購入)	環境物品等の選択の実務	なし	公共調達ガイダンス(グリーン化推進コミットメント、バランススコアカード(※2))	「持続可能な公共調達に関する国家行動計画」(※3)に基づく政府機関への自主的な取り組み	MEATの評価(※4) (連邦政府による環境配慮製品・サービスの認証制度であるブルーエンジェル制度を評価項目に取り込み)
障害者就労施設支援	優先調達の実務	なし	バランススコアカード(※2)	同上(社会的調達)	MEATの評価(※4) (社会的側面)
母子・父子家庭就業支援	優先調達の実務	なし	なし	同上(社会的調達)	MEATの評価(※4) (社会的側面)
女性活躍	総合評価落札方式の評価項目として設定	一定の条件に基づく単独調達の優遇	バランススコアカード(※2)	同上(社会的調達)	MEATの評価(※4) (社会的側面)

※1 イノベーションパートナーシップ: EU公共調達指令に規定。革新的な製品、サービス又は構造物に対して、交渉による競争の手続き又は競争手続きによって調達が行われるもの。

※2 バランススコアカード: 財務、業務プロセス、顧客、学習・成長の観点からバランスの取れた業績評価を行い、調達戦略的な経営を進めるためのマネジメントシステム。英国においては、公共調達方針(クラウン商業サービス)に記載。

※3 本行動計画は、自主的な行動を促すに過ぎないものであるが、環境調達だけでなく社会的調達も一部組み込まれている。

※4 本基準では、価格のみで落札者決定を行うことが禁止されている。具体的な落札の評価として、価格、費用だけでなく、品質、環境、社会的側面及びライフサイクルコストなどが取り込まれている。